

公認心理師資格取得に係る実習費及び選考料に関する規程

令和3年3月15日
放送大学学園規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則（平成15年放送大学学園規則第3号）第23条の2及び放送大学学則（平成22年放送大学規則第1号）第52条の2の規定に基づき、公認心理師資格取得に係る実習費及び選考料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実習費の徴収対象者)

第2条 実習費は、「心理実習」の履修を認められた者より徴収する。

(実習費の額)

第3条 実習費の額は、50,000円とする。

(実習費の納入)

第4条 実習費は、別に定める期日までに納入するものとする。

(実習費の免除等)

第5条 実習費の免除、徴収猶予及び返還については、授業料の例による。

(選考料の徴収対象者)

第6条 選考料は、「心理演習」及び「心理実習」について履修者の選考を行う場合に、履修を希望する者より徴収する。

(選考料の額)

第7条 選考料の額は、20,000円とする。

(選考料の納入)

第8条 選考料は、別に定める期日までに納入するものとする。

(選考料の免除等)

第9条 選考料の免除については、検定料の例による。

2 納入した選考料は、返還しない。ただし、やむを得ない事由があると認めた場合は、納入した者の申出により、選考料の額の範囲内で本学園が認めた額を返還する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。